

令和2年7月14日（火）

於・特許庁庁舎9階 庁議室（オンライン開催）

産業構造審議会

第13回知的財産分科会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
1、議 事	4
イノベーションエコシステムを支える産業財産権制度及び産業財産権行政 の在り方	4
1、自由討議	20
1、閉 会	46

開 会

○小松企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第 13 回知的財産分科会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は事務局を担当いたします、特許庁企画調査課の小松と申します。よろしくお願いいたします。

まず議事に先立ちまして、分科会長の交代がありましたので、御連絡させていただきます。分科会長につきましては、産業構造審議会令第 6 条第 3 項の規定に基づいて、本委員の互選により選出することとされておりますけれども、互選の結果、益一哉東京工業大学学長が選出され、御本人の御承諾もいただいておりますので、益委員に会長をお願いしたいと考えております。

それでは益分科会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○益分科会長 ただいま御紹介いただきました、東京工業大学の益でございます。今日はいろいろな大変な時期でございますが、お集まりいただきありがとうございます。このたび、先ほど紹介がございましたように知的財産分科会会長を仰せつかりました。今回初めてでございます。慣れないことはあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

1 月から始まったというか、コロナの件では、皆様もお仕事、家庭、個人的にも公的にもいろいろな御苦労があるかと思えます。それぞれがしゃべり出すと、とまらないぐらいの経験をこの 6 か月にしたと思えますが、何とかいろいろな、まあ我々は言葉で「大変だけど」というのはよく言うのだけれど、むしろ未来がやってきたのだから、この新しい未来にどうやって立ち向かっていこうかというように考えていくしかないということで。また、そういう中で特許も当然のことながら大変重要な課題でございますので、新しい時代に即した特許の在り方、それがひいては産業をどうしていくかということにつながりますので、貴重な御意見をいただければと思います。

以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○小松企画調査課長 ありがとうございました。

では、以降の議事進行につきまして、益分科会長をお願いしたいと思います。

それでは、益分科会長よろしくお願ひいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第にございますとおり、本日は、「イノベーションエコシステムを支える産業財産権制度及び産業財産権行政の在り方」という議題につきまして、事務局より御説明いただき、委員の皆様にご議論していただきたいと思ひます。

それでは議論に移る前に、新たな委員の紹介、委員の出欠状況、定足数等につきまして、事務局から御説明をお願ひいたします。

○小松企画調査課長 まず初めに、前回の分科会以降、新たに本分科会の委員になられた方が2名おりますので、その方につきまして御紹介させていただきます。それぞれ、一言御挨拶をお願ひしたいと思ひます。

まず、東北大学大学院法学研究科教授・蘆立順美委員。

○蘆立委員 東北大学の蘆立と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 もう一方は東京大学大学院経済学研究科の教授でいらっしゃる柳川範之委員ですけれども、到着が遅れておりますので、先に進めさせていただきます。

以上の2名の方に新たに委員に御就任いただきました。よろしくお願ひいたします。

また、本日は寺師委員、富山委員、門田委員は、御欠席との連絡を頂戴しております。それから、本日は寺師委員の代理としてトヨタ自動車株式会社・飯田陽介知的財産部長、門田委員の代理として最高裁判所事務総局行政局・中島崇第一課長に御出席いただいております。

この結果、議決権を有する17名の委員のうち、過半数を超える13名の委員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は有効に成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、座席表、議事次第、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配付させていただき、委員名簿、資料1から資料5、参考資料については、お手元のタブレットでご覧いただければというふうに考えております。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなど合図していただければ、担当の者が対応しますので、よろしくお願ひいたします。

何か今ここで不都合などありますか。よろしいでしょうか。

続きまして、本分科会の公開について、サーバー負荷軽減のため一般傍聴はとりやめと

しておりますけれども、特段の事情がある場合を除き、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開する予定です。また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは議事に先立ちまして、松永特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○松永長官 特許庁長官の松永でございます。本日は皆様方お忙しいところ、お集まりいただきまして大変にありがとうございます。新しく委員に御就任された方々、そして益会長におかれましては新しく会長に御就任いただきまして、これからどうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

この分科会でございますけれども、1年ぶりの開催ということで、1年前には「デジタル革命に伴う知財パラダイムシフトに向けた取組」につきまして、委員の皆様方から御議論いただきました。その成果といたしまして、後ほど御説明いたしますけれども、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」ということで、本分科会傘下の特許制度小委員会で継続した検討がなされまして、非常に精力的に御議論いただきまして、先週の10日、中間とりまとめを公表いたしました。委員の皆様方の御尽力に改めて感謝申し上げたいと思います。

冒頭、益会長からお話ございましたように、今年に入ると申しましょうか、ここ数か月、新型コロナウイルスの感染症拡大によりまして、世界経済が大きな影響を受け、社会全体も生活様式も大きな様相が一変したと言っていい状況かと思えます。

特許庁でございますが、職員は現在、約半数程度のテレワークといった状況になっております。緊急事態宣言中は8割の職員がテレワークを行いました。簡単に申しますと、週に4日間在宅でテレワークし、残りの1日は出勤しなければならない、例えば秘密と言いましょうか、文書を扱ったり、あるいは決裁文書を作成したりした次第でございます。

もちろん特許庁らしく、例えばテレワーク支援ツールなどは内製化しておりまして、これは特許審査官がやりやすいようにまさに特許庁の職員が作っている、使っているということで、この威力を発揮したというのも一方で事実なのですけれども、他方でこの4日・1日という中で、公開資料をいっぱい持って帰ってそれで一生懸命審査を家でやるというような、審査官の物理的力によって支えられたという側面もあったわけでございまして、そういった点、今後についていろいろ考えていきたいと思っております。

海外の知財庁やWIPOとの関係でも、この間、全てオンライン開催で会議が行われており

ます。海外出張してやっていた国際会議などがオンラインで開催されたわけでございますけれども、一般的な会議としてのやりとりとか、あるいはバイの会談でも、なじみの相手とは、こういうふうに頻繁に連絡がとれるのだなというふうに思った反面、やはり初対面の方との関係構築ということについてはなかなか難しいなというようなことをいろいろ考えたことがございます。昨年の今ごろには全く想像がつかなかったわけでございますけれども、私どももいろいろな経験をしたわけでございます。

このような状況の中で、テレワーク、オンラインでの開催などの対応を図ることができているのは、さまざまな技術蓄積、イノベーションがあるからこそでありまして、その重要性というのを改めて強く認識した次第でございます。このような変化を機会と捉え、むしろチャンスと捉え、新しいビジネスを生み出し、経済を維持発展させていく力もまたイノベーションでございますので、それを支えていく知的財産制度は、より一層重要な位置づけを占めることになると考えておるところでございます。

特許庁は、知財制度を通じて産業の発展に貢献する、これが基本理念でございます。これまで、その時々最新の技術や社会の状況に応じてさまざまな検討を進めてまいりました。本日は、AI・IoT 技術の時代にふさわしい知的財産制度に対応して特許庁はどのようなべきか、こういったことにつきまして皆様方からぜひとも忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○益分科会長 松永長官ありがとうございます。

議 事

イノベーションエコシステムを支える産業財産権制度及び産業財産権行政の在り方

○益分科会長 それでは早速、議事に移らせていただきたいと思います。

本日の議題「イノベーションエコシステムを支える産業財産権制度及び産業財産権行政の在り方」について事務局より御説明いただき、その後質疑に移りたいと思います。事務局から順番に御説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは資料1をご覧くださいと思います。タブレットの方は資料1を表示してください。

1 ページめくっていただくとページ番号1のスライドですけれども、本日の流れをここに挙げております。まず私の方から総論として2つ、Post/With コロナ時代のニュー・ノ

ーマルについてということと、新型コロナウイルスの知財活動等への影響ということについてお話しさせていただきます。それから、各論を今日は4つ用意しております。まずAI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方中間とりまとめ、それから第2次地域知財活性化行動計画、3つ目がオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0、4つ目に経済のデジタル化・テレワーク化に対応する特許庁行政の在り方、本日はこういうラインナップになっております。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。Post/With コロナ時代のニュー・ノーマルとして、2つ大項目を掲げています。1つ目がデジタル化の加速、2つ目が知財の保護と利用のバランスです。

ページをおめくりいただいて、3ページをご覧ください。デジタル化の加速と知財の保護と利用のバランスというのは、「知的財産推進計画 2020」に掲げられております。まず新型コロナ以前を目指す社会像として、左側ですが、Society5.0 と価値デザイン社会というものがあつたところに、今回の新型コロナによるリモート化、オンライン化、行動変容、協働・共創が加わりまして、右側、ポスト・コロナの知財戦略というところに3つあります。デジタル化の加速と、文化産業に対する支援と、知財の保護と利用のバランス。この中で産業財産権行政を預かる我々としては、1つ目と3つ目のところに着目したということになります。

では、4ページをご覧ください。こちらには3月30日付で出された、経団連の「新型コロナウイルス対策に関する緊急提言」を取り上げております。デジタルトランスフォーメーションへの集中的投資と「Society5.0」の実現を急ぐという必要性、これは「デジタル化の加速」ということですが、それからスタートアップへの投資も取り組むべきテーマとして挙げられております。

スライド5以降は、デジタル化の加速を裏づける幾つかのデータを挙げています。まず5ページですけれども、ここでは画像情報を含む情報送信量・計算需要が急速に増大していくことということで、具体的な数字を挙げております。

それから6ページですが、こちらではVR/AR 市場が今拡大しつつあること、さらに今後、急速に拡大していくことが予測されております。

それから7ページですが、このようなデジタル技術が普及することによってリモートサービスが加速していくということで、例として小売、ヘルスケア、教育、金融、ホスピタリティを挙げております。

特に、8 ページですが、医療、教育のリモートサービスの加速については、関連する分野においてスタートアップが増加しているということを、ここのスライドで紹介しております。

加えて9 ページになりますが、Post/With コロナを見据えたということで、遠隔テックビジネスが増加していく中で、右側に With コロナに挑む主なスタートアップとありますけれども、この分野でスタートアップが伸びてきている、ここに参入してきているということもあわせて御紹介しております。

次に10 ページになりますが、このように遠隔テック系のビジネスが、デジタルが加速されることによってどのようなことが起こるかということ、データインフラに負荷がかかるということで、その強化の必要性というものが具体的に示されています。

以上が、技術的な側面から見たデジタル化の加速と、それによってどのようなビジネスチャンスが広がっていくかという話になるのですけれども、次のページ11 のスライドは、このようにデジタル化が加速することによって、距離的な壁が取り払われるということで、地域展開の動きが出てきそうだとすることを御紹介しております。具体的にここで挙げているのは、地方勤務に積極的な若者が増加してきているということになります。

次に12 ページですが、こちらは少し毛色が違うのですが、今回の緊急事態宣言を受けて、企業においてはテレワークが行われていた。我々も行いましたし、実際に行われていたと承知しているのですが、その中で幾つか課題があって、出社を余儀なくされた理由についてアンケートしたものにになります。理由として挙がっているのが、判子や紙書類の確認等です。

13 ページをご覧ください。我々特許庁でも、デジタル化・リモート化への対応ということで、テレワークをやってみました。特許庁は1990年という非常に早い時期に世界で初めて特許の電子出願受付開始をしたということなのですが、なお電子申請できない手続が幾つか残っています。

それから、緊急事態宣言中、特許審査官は、先ほど長官のお話にもありましたが、週4日テレワークをしてみたのですが、審査業務システムとテレビ会議システムは庁舎内でしか利用できないので、これらを利用する審査と、あるいは出願人等とのテレビ面接は出勤するときに庁舎内で実施するしかありませんでした。

こういう経験を踏まえまして、経済のデジタル化、リモート化の一層の進展を見据え、まず申請手続について一層のデジタル化をすること、それから審査業務については

リモートアクセス環境の整備を進めるということ、これによって利用者の利便性や、審査業務の生産性・レジリエンスの向上を図っていく必要があると考えているところです。

14 ページからは、オープンイノベーションの話について幾つか御紹介するスライドを用意しております。これは今年の5月に行われたアンケート結果ですけれども、やはり Post / With コロナ時代ということで、異業種間の連携が増加しているという回答が得られています。

次に 15 ページですが、今度は対コロナという中で見てみると、グローバルに同業種・異業種の連携が進んでいるということで、左側に検査、ワクチン・治療薬、医療機器、医薬品の物流というところで、それぞれどのようなオープンイノベーションが進んでいるかというところを御紹介しています。

16 ページには、知財の保護と利用のバランスという観点から、新型コロナウイルスをめぐって今国内外でどのような動きがあるかということを経つか紹介しております。例えば G7 では、安倍首相が「特許権プール」の創設を提案する方針であるとか、あるいは国内において、海外において、共通してですけれども、自らが持っている特許について無償開放するような動きというのが起こってきています。

それから 17 ページに、参考として挿入しているものですが、これは大企業と中小企業の経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」という会議体があるのですけれども、そこが2月にとりまとめた中間報告の概要になります。第4章の施策の方向性という右下のところに、個別取引の適正化という観点で、新しく知財・ノウハウの保護というのが必要ですねということが、こちらでも示されております。

以上のことをとりまとめたのが 18 ページ目のスライドになります。まず、1つ目はデジタル化がさらに拡大していくであろうということ、2つ目にデジタル化により、場所的規模的な制約が消失していくということ、それから3つ目にオープンイノベーションの推進が必要となること、4つ目に経済のデジタル化、リモート化への対応が必要となること。

次に 19 ページからは、直近の統計データを御紹介したいと思います。

20 ページをご覧ください。特許出願件数、審査請求件数、国際特許出願件数とも、4月、5月はやはりコロナの影響があって顕著な落ち込みが見られます。

21 ページは、今後どうなるかということで、ヒアリング調査を 134 社対象に行っております。それぞれ、「変わらない」と答えた企業が多いのですけれども、国内特許出願件数について見ると、「少し減少」と答えている企業もそれなりの数が存在しているところです。

22 ページからは、リーマンショックのときとの比較をしてみたいと思います。まず実質的な GDP の成長率ですが、今回はリーマンショックのときに比べて全体的な落ち込みが大きいのということと、あとリーマンショックのときと異なり、新興国についてもマイナスまで行くということ。リーマンショックのとき、新興国も減りはしたのですが、マイナスまでは行かず割と早期に回復していたのですが、今回はそれよりも落ち込みが大きくなるだろうというふうに言われています。

23 ページは、リーマンショック後の研究開発投資ですが、折れ線グラフの方を見ていただくと、研究開発投資は、日本は赤い折れ線で推移しておりますけれども、他国に比べて少ない。その結果ですが、右側にあるとおり、特に IT・ハイテク産業については、営業利益に日米間で大きな差が生じております。

24 ページは、リーマンショックの後に何が起こったかということで、左側は特許出願件数の推移です。2008 年から 2009 年にかけて一気に落ちて、その後横ばいという状態になっています。2009 年に大きく減ったというイメージだけが広く認識されているのですが、中小企業について見ると、右側のグラフになりまして、実は落ち込みは 2009 年で終わらず、10 年、11 年と長く中小企業については深刻な影響が残ったということになると思います。

25 ページは、リーマンショック後に特許出願件数が減った理由についてアンケート調査を行ったものです。2 つ大きく理由があって、1 つは赤で囲っているとおりに業績が悪化したからというもの。それからもう 1 つが青のところですが、不可欠の特許に厳選したということになっています。

現状どうなっているかというのが 26 ページになります。これはコロナの感染者数を横軸に対数でとったもので、感染者が増えると右側にプロットが移動してきます。縦軸が前年同月比の出願件数をとったもので、出願件数が減ると下へ、増えると上へ行きます。したがって、感染者が増えて出願が減ると右下に点が移動していき、感染者が減って出願が回復してくると左上に戻ってくるということで、中国が一番その動きをしています。

1 月から 2 月に大きく減りましたが、3 月、4 月、5 月というふうに回復しています。具体的な数字が入っていますが、数値としては 23.4%ということまで回復しています。韓国も似たような動きをしていて、米国は 1、2、3、4 と患者が増えるに従って出願は減っていますけれども、5 月は経済活動が再開されたこともあって少し回復しています。それに比べて日本は 1、2、3、4 と減りましたが、5 月は感染者が減ったにもかかわらず

ず、回復は他国に比べると少し遅れているように見えます。

27 ページは、日銀の最新の短観ですが、非製造業、製造業とも大企業においては底を打ったように見られるのに対して、中小企業は製造業、非製造業とも、なお悪化傾向が続いているという結果が出ています。

28 ページは、2020 年 5 月に行われた調査ですが、売上高の見通しについて尋ねたところ、「大幅なマイナスが発生している」、「一部のマイナスが発生している」と答えた企業が合わせて 67%あり、中小企業において影響が深刻であるということがうかがわれます。

これらを受けて統計部分のまとめが 29 ページですが、1 つ目は、特許出願活動について、ポスト・コロナ時代を見据え、他国に後れを取らないようにすることが大切であるというメッセージを 1 つ発したいと考えております。それからもう 1 つが、中小企業において、リーマンショックのときよりもさらに大きい影響がありそうなので、十分な手当が必要だろうというふうに考えております。

総論部分は以上になります。

○益分科会長 それでは、次をお願いします。

○川上制度審議室長 特許庁制度審議室の川上と申します。よろしく願いいたします。

資料 2-1 に基づきまして、特許制度小委員会の中間とりまとめの概要について御説明させていただきますと思います。

特許制度小委員会では、昨年 9 月以降、AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方につきまして、10 回にわたって審議を行ってきたところでございます。この間、一般からの提案募集を行うなど幅広い提案や意見の収集を行いまして、審議を行ってまいりました。その結果、今般 7 月 10 日に、中間とりまとめという形で御提言をいただいたものでございます。こちらについては、本体は資料 2-2 の方に入っております。

まず、資料 2-1 の最初の 2 ページを使って概要について御説明させていただきますと思います。1 ページ目は概要を 1 枚にまとめたものでございます。AI の性能向上とか、それから IoT 技術があらゆる産業を結合している状況の中で、ビジネス環境の変化が生じているということでございます。ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へシフトする中で、例えばデータの重要性の高まり、デジタル化・ネットワーク化、プラットフォーム化の進展といった変化が生じているところでございます。

それから、あらゆる分野で通信技術が活用される中で、知財を巡る紛争形態というのも多様化・複雑化をしている状況でございます。特許の活用方法についても、必ずしも排他

的独占権の行使を目的としない利活用など多様化が生じていたり、あるいはオープンイノベーションを支える主体として、中小・スタートアップの役割向上が生じていたりといった変化も生じているところでございます。

こうした変化に伴いまして、具体的にどういう課題が生じているかということにつきましては、資料の2ページ目をご覧ください。これは3つほど主なケースを紹介させていただいております。まず一番左の事例でございますが、これは、近年、ビジネスのプラットフォーム化が進む中で生じている課題でございますが、例えば無料でアプリのダウンロードをして、サービスを無償で提供している一方で、実際の収益は有料サービスの対価とか、それから広告収入で上げているようなケースにおきまして、例えばアプリの部分に係る特許の侵害行為があった場合にどこまでその損害額を認定できるか、こういう課題が提起されているところでございます。

それから真ん中の事例ですが、これはAI・IoT関連のデータの取り扱いについてでございます。近年、3Dプリンタ用データをウェブサイトからダウンロードして、3Dプリンタで特許侵害製品を出力することも容易な状況となっております。こういう中で特許権者の許諾なく3Dプリンタを使って特許製品を出力する、こういう行為は侵害に該当するわけですが、では、特許権者の許諾なく3Dデータを提供するような行為は侵害に該当しないのではないか、こういう課題も提起されているところでございます。

それから一番右側のケースですが、標準必須特許を巡る異業種間交渉に関する課題でございます。これまで特許を巡る紛争というのは、同じ業種の企業の間で生じることが多く、クロスライセンスなどで解決することが比較的容易であったわけですが、近年、さまざまな業種の企業が情報通信技術の標準規格を利用するようになっておりまして、これまでのような解決が困難なケースが生じている状況でございます。例えば標準必須特許の権利者がサプライチェーンのどのレベルとライセンス交渉すべきか、その際の合理的なロイヤリティはどうか、こういう新たな課題が生じてきている状況でございます。

こういった課題を踏まえまして、この中間とりまとめにおきましては、今後の検討の方向性を整理してございます。もう一度1ページ目に戻っていただきまして、一番右の欄のところで、今後の検討の方向性について整理してございます。

まず実効的な権利保護に向けましては、AI技術の保護の在り方、デジタル化・ネットワーク化への対応に関しまして、中小・スタートアップの方々が的確なクレーム作成を行えるような、例えば事例集の作成のようなことを検討することとしてございます。それから

プラットフォーム化するビジネスへの対応に関しては、物の譲渡を前提とした損害賠償額の算定規定の柔軟化を検討することとしてございます。それから AI・IoT 関連のデータの取り扱いに関しては、例えば AI 関連データとか 3D プリンタ用データの間接侵害ということで、保護することを検討することとしてございます。それから紛争処理システムに関しては、早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型、いわゆる二段階訴訟などを検討することとしてございます。

他方で、権利の利活用の促進に向けましては、まず製品技術の複雑化に対応するために、差止めの権利濫用判断の予見可能性の向上について検討することとしてございます。それから標準必須特許を巡る異業種間交渉に関しては、適正かつ公正なライセンスの在り方について検討するという。それから特許の活用方法の多様化に対応するために、例えば実施許諾を拒否しない特許を宣言する仕組みなどを検討するという方向性を示しているところでございます。

今後、この中間とりまとめの提言を受けまして、引き続き特許制度小委員会におきまして議論を深めていくこととしているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

次をお願いします。

○佐野普及支援課長 続きまして、各論 2 の第 2 次地域知財活性化行動計画について御説明させていただきます。普及支援課長の佐野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料としては、3-1、3-2、3-3 の 3 点になりますけれども、本日は 3-1 の概要版に従って御説明させていただきたいと思えます。

資料をめくっていただきまして、スライドの 2 ページでございます。こちらは 2016 年 9 月に開催されました第 9 回知的財産分科会で御審議いただき決定しました、2019 年度までの第 1 次地域知財活性化行動計画の内容となっております。基本方針 1 で基盤的な支援の取組を着実に実施するとともに、基本方針 2 により中小企業庁の「よろず支援拠点」や、弁理士会、知財協、あるいは商工会議所など各支援機関と連携しまして、基本方針 3 で掲げております KPI の達成に向けて、これまで中小企業に対してさまざまな支援を実施してまいりました。

スライド 3 ページでございますが、こちらの詳細については資料 3-3 にまとめておりま

すので、後ほど御確認いただけたらと思いますが、第1次行動計画におけるKPIの達成状況でございます。主なものを御紹介させていただきますと、中ほどの中央レベルの達成状況につきまして、例えば知財総合支援窓口における相談件数でございますが、目標の20%増を大きく上回って、34%増の10.7万件の相談がありまして、よろず支援拠点との連携においても3倍強の実績となっているところでございます。

また、中小企業の特許出願割合においても、2%増加して16.1%になっておりまして、さらに、地方レベルによる各都道府県別の設定したKPIにおいても、92%の達成となっております。そういう意味で数字的には第1次行動計画の成果のあらわれであったというふうに考えているところでございます。

スライド4ページでございますが、これまでの取組において一定の成果はあったものの、しかしながら、特許庁に特許出願等の実績がある1万社の中小企業を対象に調査を行ったところ、左のグラフにありますとおり、窓口においても約80%が、「知らない」、あるいは「知っているけど利用したことはない」となっていて、支援施策に対する認知度がまだまだ低いと言えます。また、右下のグラフを見ていただきますと、中小企業における「知財活動の目的が明確となっていない」とする企業が、約半数といった課題があるところでございます。

スライド5ページでございますが、左のグラフにありますように、知財経営や知財ミックスといった取組が、まだまだ中小企業においては一部の企業にとどまっております。さらに右下のグラフにもありますとおり、先ほど資料1で説明があったように、リーマンショック時における中小企業の特許出願件数は、大企業と比べてかなり深刻に落ち込んでいるということもございます。そういう意味では、引き続き中小企業に対しての支援が必要だというふうに考えているところでございます。

スライド6でございますが、資料1でも御説明がありましたとおり、新型コロナウイルスの経済的影響を受けまして、これまでの契約関係が薄れていく中において、地域を牽引する企業を重点的に支援することによって、地域全体の活性化を図ることが重要と考えているところでございます。デジタル化、サイバー空間への移行の加速、あるいは若者の地方回帰、オープンイノベーションの推進によって、市場の変化に応じた対応能力が求められる中でございますけれども、地域の経済成長を牽引する企業等をターゲット化することによって、地域・中小企業の新たな市場開拓の場を広げるためにも、第2次地域知財活性化行動計画を策定したところでございます。

スライド7でございますが、第1次行動計画の課題を解決しまして、引き続き、地域・中小企業のイノベーション創出と地方創生を目的としまして、新たな知財情勢を踏まえまして、2022年度までの第2次行動計画の3つの柱として、新基本方針に基づいて、地域・中小企業に対する支援を推進してまいりたいと思っております。

スライド8ページでございますが、まず基本方針1として、関係主体ごとにターゲットを意識して、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略の構築を支援しまして、中小企業の知財活用度のステージを引き上げることによって、企業の「稼ぐ力」を強化してまいります。具体的には、地域未来牽引企業等の知財活用のポテンシャルの高い企業をターゲットにして、ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援等を実施してまいります。

スライド9ページでございますが、基本方針2として、特許庁を中心として、関係省庁、あるいは関係主体や地域の支援機関等との連携を強化しまして、各支援事業と特許庁の持つ知財政策を組み合わせることで、横断的かつ一体的な支援体制を構築してまいります。

スライド10ページでございますが、基本方針3として、各関係主体がKPIを設定しまして、PDCAサイクルを回しながら定期的に自己検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握することといたします。

スライド11ページでございますが、先ほど申し上げました基本方針3で設定しました中央レベルのKPIとなります。具体的には、ハンズオン支援を基幹指標としまして、年間250社の支援を行うとともに、基幹KPIに付随して、金融機関と連携した支援であったり、外国出願に係る支援であったり、あるいは早期審査の支援などのKPIも設定しまして、3年後の2022年度においては、アウトカムとして、ハンズオン支援による事業成長も認められる企業を150社創出することを目標として掲げておるところでございます。

最後のスライド12ページでございますが、こちらは地域レベルのKPIとして、地域の特色や各自治体の産業振興ビジョンを踏まえた都道府県ごとのKPIとして、ステージ1の「知財への気づき」から、ステージ3の「知財経営の実践・定着」まで、112項目のKPIを設定しまして、知財の活用度のステージを1つずつ引き上げることを図っていきたくと考えているところでございます。都道府県ごとの具体的なKPIにつきましては、資料3-2の本文に記載してございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

簡単ではございますが、以上で第2次地域知財活性化行動計画の御説明とさせていただきます。

○益分科会長 ありがとうございます。

続いてお願いします。

○齋藤総務課企画調査官 続きます、資料4をご覧ください。総務課の齋藤と申します。

このたび、スタートアップと大企業とのオープンイノベーション促進のため、標準的なモデル契約書 ver1.0 を作成し、6月末に公表いたしましたので、御紹介申し上げます。

まずは経緯・背景につきまして、それぞれ端的に御説明いたします。2ページをご覧ください。上の段に記載されていますように、優越的な地位にある事業者による知的財産権の取り扱いに関する指摘を踏まえまして、公正取引委員会によって実態調査が行われ、昨年6月に多様な事例が報告されました。

第3ページにおいて、参考事例が紹介されています。同様の事例を後ほど御紹介いたします。

第4ページをご覧ください。経団連からも、モデル契約書の作成に向けた提言をいただいています。

第5ページのとおり、本年4月の未来投資会議において、安倍総理から、スタートアップと大企業との契約の適正化に関する方針が示されました。

また、第6ページのとおり、本年6月に策定された知的財産推進計画2020では、特にコロナ禍におけるオープンイノベーションの必要性について言及され、本モデル契約書も具体的施策として挙げられております。

第7ページをご覧ください。スタートアップと大企業との連携につきましては、公正取引委員会・経済産業省・特許庁の3省庁とで連携して取り組んでいます。公正取引委員会は、公正かつ自由な競争環境の確保という観点から、今般、スタートアップに関する契約上の問題の実態について「中間報告」を公表し、また、経済産業省及び特許庁は、オープンイノベーションの促進という観点から、「モデル契約書」を公表しました。冒頭にございますように、安倍総理から示された方針を踏まえて、引き続き3省庁で連携してまいります。

第8ページですが、今般、公取委によって公表された概要を示しており、スタートアップが大企業等から受けた納得できない行為が例示されていますが、次のページでも同じものを摘記してございます。

第9ページでございます。ただいま御説明しました経緯を踏まえまして、今般、経産省及び特許庁とで作成し公表しましたモデル契約書についてでございます。スタートアップと事業会社とはそれぞれに異なる強みを持った相互補完的なパートナーであり、経営資源

や法務面での理解は異なるものの、継続的にウィンウィンの協力関係を構築することが重要とされています。

モデル契約書では、放熱特性の高い新素材として樹脂を開発したスタートアップと、自動車部品に関する事業会社とで、ヘッドライトカバーに当該素材を用いることの共同研究を目指すという想定シーンを例示し具体化することで、交渉のポイントを解説しています。

契約種別としては、時系列に沿って4段階に分けて作成しました。問題事例としては、公正取引委員会により今般公表された中間報告で明らかになったものを摘記してごさいます。

まずは1つ目の契約種別として秘密保持契約についてですが、重要な情報が全くの第三者に開示されてしまったという問題事例を踏まえて、事業者が得た情報を開示できる範囲を、例えば自社内の関係者に限定するなどの解決策を提示したり、また契約終了後も一定期間の秘密保持義務を課したりといったことを提案してごさいます。

次に技術検証とか、また試作の段階とも呼ばれますが、PoC、プルーフ・オブ・コンセプトの略でごさいますが、PoC 段階としては、追加的作業を求められるも、契約書が提示されず、最終的には対価もなかったという問題事例を踏まえまして、例えば納品物を報告書と特定し、例えば3週間以内に限られた作業で、事前に幾ら払うかなどPoCとして実施する作業を明確化しています。そもそもPoC段階でしっかりと契約を結ぶということも重要な視点でごさいます。

次に共同研究契約につきましては、発明の帰属が問題になることが多いのですが、共有とするとM&Aや他企業とのアライアンスが困難になるという指摘もごさいまして、まずはスタートアップ側への単独帰属を目指すべき、事業会社には、事業領域や期間の面で一定の限定をした無償の独占的な通常実施権を設定するというで調整するのが望ましいとごさいます。

ライセンス契約に関しましては、状況に応じた設定を提示してごさいます。

10 ページをご覧ください。本モデル契約書は、記載の7名の方で委員会を構成して検討を行いました。

11 ページ以降でごさいますが、公表したモデル契約書の抜粋を記載しております。例えば11 ページでは、先ほど御説明した想定シーンを説明してごさいます。

では、秘密保持契約を結ぶ際にどういう点に留意すべきか、ということについては、次の12 ページでごさいますが、12 ページではモデル契約書の構成を示しています。まず目

的の部分では、開示された情報の利用用途を具体的に明確化し、禁止の項目において当該目的外の情報の使用を禁止するという構成にしています。公表の項目についてですが、共同研究の検討が開始された事実については、スタートアップとしては効果的な PR になる場合も多く、相手方の事前承諾なく公表可能としています。

13 ページでございますが、次の段階として、PoC におけるスタートアップと事業会社との一連の流れを説明してございます。まず事業会社からスタートアップに対してデータが開示され、スタートアップから適用した場合の簡易レポートを提出すると委託料が支払われ、共同研究開発へ移行するかどうかの通知がなされるといった具合でございます。

以降のページにつきましては、おおむね先ほど 9 ページのところでお説明させていただきましたので、ここでは割愛いたしますが、同様に、各段階について想定シーンが例示された契約の逐条解説を通じて理解を深めることができる内容を目指しました。現在のモデル契約書 ver1.0 は新素材分野に関するものでございますが、公取委の調査対象には IT 系企業も含まれていることから、今後 IT に関する分野も含めて検討していく予定でございます。

本各論 3 の御説明については以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

次は資料 5 で、佐藤総務部長からお願いします。

○佐藤総務部長 佐藤でございます。お時間もありますので、簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料 5 をご覧ください。資料 5 では、今回の新型コロナの影響を受けて、今後の特許庁の行政はどうあるべきか、ということをお説明させていただきたいと考えております。

1 ページ目をご覧ください。全体資料は 3 部構成になっておりまして、まず第 1 部に、従来、特許庁がどのような取組を行ってきたか。第 2 部として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて特許庁がどのような対応を行ったか。第 3 として、今後の経済のデジタル化・テレワーク化への一層の進展を踏まえて、それにどのような対応をしていくべきか、ということについて御説明申し上げたいと思います。

それでは資料の 3 ページをご覧ください。これは特許の従前からの取組でございますけれども、御案内のとおり、特許審査については 2013 年度に長年の迅速化目標であった「FA11」、ファーストアクション 11 というのを達成しました。それ以来、世界最速レベル

の迅速性を維持しております。あわせて審査の質の向上でございますとか、新技術への対応、国際的な連携強化、こういったことによる利便性向上に取り組んでいるところでございます。

続いて、資料4ページをご覧ください。意匠・商標につきましては、企業のブランド戦略、デザイン戦略がますます多様化する中であって、さまざまな制度改正、あるいはその制度の安定的な運用によって、このような利用者の多様化するニーズに対応しているということでございます。

次に6ページをご覧ください。今回の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、特許庁としてどのような対応を行ったかということですが、まず6ページの一番上にありますように、緊急事態宣言が4月7日に出たわけですが、これを受けまして、この影響によっていろいろな所定の期限内に手続ができなくなった出願人の方々などに対しまして、一定の範囲内で当初の期限が過ぎた後でも手続を認めるなどの柔軟な対応を行ったところでございます。あわせて、感染症の拡大を防止する観点から、できるだけ窓口での出願を避けていただいて、電子出願や郵送による出願を積極的に活用するようにお願いを申し上げたところでございます。

このような動きもあったのだと思いますけれども、下の折れ線グラフを見ていただきますと、当庁へのさまざまな出願というのは、紙でもできるし、電子的にもできるわけですが、電子出願の一層の利用の拡大の兆しというのが見られるところでございまして、今後このような電子出願に係るニーズというの、ますます高まっていく可能性もあるのではないかと考えているところでございます。

続いて、7ページをご覧ください。利用者のコミュニケーションニーズの変化への対応ということでございますが、一番上に書いてありますように、従来、例えば特許審査などに当たりまして、出願人などの希望によって面接を行うわけですが、これは原則、対面で行ってまいりました。例えば昨年、特許審査において対面での面接というのは年間4500件やっております、テレビ面接もやっておりますけれども、その件数は190件程度ということで、かなり少ないという状況でございました。

そういう中で緊急事態宣言が出まして、直接お会いして面接するということができなくなりましたので、出願人からの御要望に対しては、特許庁のテレビ会議システムを使ったテレビ面接という形でコミュニケーションを図ったところでございます。そのような形でやってみると、割とこれでもいけるのではないかという認識が、利用者の方々にも、我々

の方にも高まったのではないかと考えているところです。

今後、さらにこういうリモートアクセス・テレワーク化が社会全体で一層進んでいくということを見据えると、今後我々としても、出願人の方々の求めに応じて、時と場所を選ばないで柔軟にテレビ面接を行いながら審査業務ができるようなシステムインフラを整備することが、コミュニケーションニーズへの的確な対応につながることで、さらには、我々審査官の生産性の向上にもつながるのではないかと考えているところでございます。

先ほどもちょっと長官からお話がありましたけれども、今回の緊急事態宣言中、特許審査官、週5日のうち4日はテレワークして、1日は出勤して審査するという形にしたわけですが、下にありますように、我々の今の特許庁の業務系のシステムというのは、セキュリティ上の理由で庁舎内からしかアクセスできないと、こういう設計になっておりますので、未公開の資料を使った審査でありますとか、あるいは出願人の方々のテレビ面接というのは、庁舎内で出勤時にやる。こういう対応でやってきたわけですが、今後は、こういったことをより柔軟に利用者の方々のニーズに応じて、時と場所を選ばずにできるようにしていくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

続いて、9ページをご覧ください。こういうような状況を踏まえて、私ども今後何をしていくべきか、ということですが、大きく2つ考えております。9ページの一番上にありますように、まず1番目が申請手続等のデジタル化、要するに紙と判子の原則廃止ということでございます。もう1つがリモートアクセス・テレワークシステムの整備、これによって利用者のコミュニケーションニーズの変化に対応しつつ、審査業務の生産性、あるいはレジリエンスを向上する。こういうことが必要なのではないかと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。下の表にありますように、年間、特許庁がお受けしている申請などの件数というのは310万件程度ありまして、そのうち電子的な形で申請いただいているものが275万件程度あるのですが、まだ電子申請ができない、あるいはできても添付資料として判子をついた書類とか、あるいは公的証明書原本とか、そういった紙の提出が必要な手続が500種類以上あるという状況でありまして、これが利用者の方々のデジタル化・テレワーク化の障害になっているという状況でございます。こういう状況を踏まえて、さらなる申請手続のデジタル化を進めるということで、年度内に申請手続等のデジタル化推進計画というのを作っていきたくと考えております。

続いて、11ページをご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、今後ますますリモートアクセス・テレワーク化が進んでいくであろうということを見据えまして、出願人の方々

等のコミュニケーションニーズに的確に対応する。そして時と場所を選ばず柔軟にテレビ面接しながら審査業務が可能なシステムインフラを整備していく。そうすることで、あわせて、生産性の向上あるいは緊急時におけるレジリエンス向上も実現したいというふうに考えていまして、具体的には、2026年度から、こういう自宅で審査業務用システムにアクセスすることができるようなシステムインフラの運用を目指していきたいと考えているところでございます。

以上、スケジュールを絵にしたのが12ページでございます。

次に13ページ以降で、それに対する、それに必要なリソースの確保について御説明申し上げます。13ページを御覧いただきますと、御案内のとおり、実は特許庁というのは霞が関の中でも、あるいは国際的に見ても非常に電子化が進んでおりまして、先進的に取り組んできておりまして、84年に「ペーパーレス計画」というのを作成して、90年には世界に先駆けて特許・実用新案の電子出願を受付開始したところであります。あわせて、84年に特許特会というのを作りまして、その出願から登録、審査、公報、発行、こういう業務全般を処理する大規模なシステムを構築して、世界最高水準の審査効率を実現している状況でございます。

次に14ページをご覧ください。他方で審査業務というのが年々難しくなっております。ここにありますように例えば中国の特許出願件数が非常に大きく増えていることに伴いまして、審査に当たって見なければいけない文献の数とか種類、言語も急激に増大しております。それを可能にするためのシステムのなリクワイアメントもますます向上しているということでございます。14ページの右下にありますけれども、例えば今特許庁で使っております特許文献の検索システムというのは、2010年に導入した前のバージョンに比べますと、演算速度で約10倍、ディスク容量としては約7倍ということになっております。その分必要なコストも増大しているという状況でございます。

最後15ページをご覧ください。私どもの業務全般を支える特許特会の現状でございますけれども、まず棒グラフ、左側のオレンジの線が歳入でございます。右側のブルーの棒が歳出で、その下の緑のところはシステム関係の経費ということになっています。赤い折れ線が剰余金残高ということでございます。

これを見ていただくとわかるとおり、剰余金の残高については、2013年度に2163億円というピークを打ったわけですが、その後だんだんと減ってきておりまして、2020年度末には約538億円になる見通しというふうになっております。なぜこういうことにな

ったのかということですが、ここにありますように 2008 年度以降累次の料金引き下げをした一方、近年、システムの刷新、あるいは庁舎の改修、アスベストの除去、こういうことによる歳出の増加というのが続いておまして、その結果として、2014 年度以降歳出超過が続いているという状況でございます。

こういう状況を踏まえまして、先ほど来御説明申し上げました経済のデジタル化・テレワーク化への積極的な対応の必要性ということも踏まえまして、今後、収支改善策を聖域なく検討していく必要があるというふうに考えております。具体的には抜本的な業務プロセスの見直しと経費削減、それとあわせて料金体系の見直し、こういったことについても検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、私からの御説明とさせていただきます。

自由討議

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが自由討議に移りたいと思います。この部屋にいらっしゃる委員の先生方は、御発言の際は、今日は挙手をお願いいたします。また、オンラインで御参加の委員の方につきましては、チャットに発言希望の旨を記入ください。書き込みを見てこちらから指名させていただきますので、御発言の際にはカメラとマイクをオンにいただければと思います。ぜひお集まりの皆さん方には御発言いただきたいので、まずはお一人 3 分。3 分と区切ってもなかなか長くなる場合もあるかと思いますが、一巡いたしましたら、二巡目も御発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず御発言のある先生、いらっしゃいますでしょうか。いろいろ多岐にわたっているので、どこからかというのはあるのだけれど。

それでは、濱口先生。

○濱口委員 全体の基調は、中小企業支援と新型コロナウイルス対策がベースになったいろいろな改革をする IoT 化というお話になっていると思いますが、一番今コアになっているのは、この新型コロナウイルスの影響、期間というのをどのくらい予測するかというのがかなり大きな課題かなと。4 月ぐらいの段階では、夏までどうやって乗り切るかで皆さんほとんど考えていたと思うのです。

東京都を見ても、ほとんどストックを使い果たしているような状態だと思うのです。

が、本庶先生が週刊誌にも書いておられますけど、日本でワクチン開発は無理だとはっきり断言されておりますし、我々の経験からいきまして、今まで最短距離でワクチン開発されたのはムンプスウイルスで、これは4年かかっております。それからモドクキシンが成功したのは、痘瘡が例えば撲滅できているのですが、これの特徴は人にだけ感染するウイルスだったわけですね。今回のコロナウイルスというのは、コウモリから多様な、例えば日本社会でいきますと猫にも感染するとか、非常に幅広い人獣共通感染症でありますので、ワクチンが効きにくいですね。人だけワクチンやっても撲滅できない。それからミューテーションが非常に多い。

それからもう1つの問題は、このパンデミックになって、完全に北半球、南半球入れかわりで流行が起きています。果たして何年続くのだろうか。そこの予測をある程度厳しく見ていかないと、特に期間に関して、今後の予測がずれてくるだろうと思うのです。明らかに今の支援はストック全部を使い果たしながらやってしまっておって、秋以降に同じようなサイズの第2波が来たときに、手がないような状態になりかかっているわけですね。これは相当深刻だなと思っておるのですけれども、完全な回答はないと思うのですが、今の時点でどう考えておられるか、御意見を聞きたいなと思っております。

○益分科会長 ありがとうございます。

誰か答えられるかなという難しいのですが、長官ありますか。

○松永長官 まず緊急事態と言いましょか、この第2波、第3波ということについては、どういう対策をやるかについてはその場その場で考えるしかなくて、その影響度合いに応じてどういう対応をするか。これはやや場当たりの的にならざるを得ないところを、どうしていくかということになると思っております。

ここで、まさに緊急事態の中でのということなのですからけれども、我々特許庁の制度であったり、知財を中小企業にどうクリエートしてもらおうとか、あるいは大企業もそうなのですが、AI・IoT時代に対応していただくかという問題は、コロナ時代の緊急事態にも有効でしょうけれども、さらにポスト・コロナ時代においても、要するにコロナによって加速化された形で重要になってくる課題。こういう短期の対策にも対応しなければいけないのですが、中長期も見据えて制度というのは作っていかなければならない。そこを強調して我々は制度改正としては考えていきたいと思っております。

それぞれの中小企業対策で今苦しんでいる方々に対しては、しっかりとこれを対応するというのももちろんでございますけれども、そのベースにある、要するに加速化されて

しまった例えばリモート化とか、デジタルイゼーションとか、これに対してどういうふう
にいい方向に行っていただくかということの後押ししたいというのが、この一番のメッセ
ージでございます。そのためにも我々は、システムがあって効率的にやらなければいけま
せんし、いろいろと財政については厳しく見直さなければいけないというのが、最後の部
分でのメッセージになっているところでございます。

○益分科会長 どうぞ。

○濱口委員 私ばかり発言してもいけませんけれども、結局今の状況を見ていますと、日
本は大きな分かれ道の真ん中におるような気がするのです。被害の状況を見ると、世界で
も割と軽い状態で済んでいます。「ジャパンモデル」という言葉を使っていますが、なぜ軽
いかはよくわかっていません。単なるこれは幸運かもしれない、第2波のときにはこれ
は効かないかもしれないのですけど、この状況下で例えば特許、知財を強化し、うまく中
小企業をサポートし生き延びれば、ポスト・コロナのときにはかなり先進国の中でも先端
を走っているような状況になり得るかもしれない。非常に大きな分かれ目になると思うの
ですが、そのときの一番ひよっとするとこのコロナ対策を、ワクチン、それから治療薬以
外の幅広い分野でパテントを展開して、こういうやり方をやればワクチンのない状況でも
人類は生き延びられるよというパテントを展開できるようなことができないのか、それを
例えば大学と一緒に考えて考えるようなことはできないのかなと、もう大学を終わった人
間としては気楽なものですから思うのですけど。

ということなので、ぜひ御支援をいただければと思うのです。

○松永長官 大変貴重な御意見ですので、承らせていただきます。

○益分科会長 とにかく経済の活性化というか、回復をいかに早くするかというのが非常
に重要で。今日の資料にもたしかあったと思うのですが、リーマンショックがあつて、東
日本があつて、その後の経済の回復というのはすごく時間がかかっている。一瞬に何
か起きたことに対して、戻るにも数年かかっている。今回はそれこそ濱口先生おっしゃる
ように何年、来年ぐらいまでは最低でも行くだらうというぐらいみんな考えているので。
もっと影響が延びそうなので、今からとにかく新しい活性化を考えておかないと大変だと
思います。僕も大学にいますので、新たな大学と産業界の在り方というのは、構築してい
くのは大事だと思っていますし、やりたいと思っております。ありがとうございます。

小松さんどうぞ。

○小松委員 私どもの会社では今回大変なこともあったのですが、実は大きなビジネスチ

チャンスでもあるというふうに思っております。弊社では、まず通信制の高校をやっております、こちらが開校して3年なのですが、今1万5000人の生徒がおります。こちらに対してまだサービスインのタイミングは申し上げられないのですが、VR授業というのですか、VRコースももちろん開発に入っております、提供しようと思っております。

ところがこの場合、VRのシステムというかプラットフォームに関しては、それなりに技術的な特許という形である程度守れるのですが、結局大切なのは、通信教育でもそうですし、VR授業でもいいのですが、それで楽しめるコンテンツ。要は普通にプレゼンをただしているだけではなくて、オンラインだからこそおもしろいとか、オンラインに適したコンテンツというものがやはり必要で、そういうものを開発しております。

ただ、これは弊社が始めて、おもしろければ割と簡単に真似をされてしまいます。加えて、生徒が継続的に楽しく授業を受けスキルを身に着ける運用ノウハウみたいなもので、それはちょっと文書化の限界があり守りきれないのではないかと懸念しております。やはりどのようにして、時間とお金をかけ生徒を集めたプラットフォームを、皆さん活用していただくのは構わないのですが、守っていく方法に関しては正直申し上げまして私達も模索中です。

こういう場合特許庁の審査をされている皆様が、通常の現状の既存の業務に加え、先程資料3の地方での支援活動のような取組を、例えばこれからアフターコロナで伸びていくビジネスエリアに対しては、地方とか小さい企業とか関係なく、大企業であっても、ディスカッションしながらどうやって守っていくか御支援いただけると、助かります。

加えて、最近、ライブイベントが行えませんので、ネットでのイベントが増えております。このネットイベント、ライブビューイングなどが、海外、例えば中国とかで多く実施されております。その中に、皆さん御存じかどうか分からないのですが、ボーカロイドというのがありまして、ボカロ曲ですね、これが中国のネットイベントでとても多く再生・利用されているのですが、著作権料が全然取れていないのですよ。いわゆるJASRACみたいなものがございませんので。

私たちとしては、そういったボカロを持っている他の業者さんたちとコンソーシアムみたいなものを作り、中国で著作権料を徴収するなどの対応をしようと思っておりますが、例えばこのような場合に、に特許庁さんのような組織が、どちらかというと海外もしくは国内で、色々な新しいビジネスが広がり、日本企業の技術、著作物などが利用されている場合に、特許庁内のサポートチームが、弁理士の先生や、大学などとも連携して、日本企業

の知財を保護・支援するサービスを充実させていただくと大変助かるなというように思っております。例えばディスカッションパートナーとか、一企業ですと知見は限られておりますので、新しいことをいろいろ相談できる機能をもっと充実させていただくことを、お願いできたらなというふうに思っております。

○益分科会長 ありがとうございます。

何かございますか。

○松永長官 我々特許庁のいいところは、知財と言っても特許だけのものではなく総合的に、商標をどのタイミングでデザインをどうするか、こういうことを今現在はそういうところで産業財産権でやっております。これに御指摘のように他の知財、著作権だったり、それ以外の戦略だったりなんかも加えることの重要性を認識しておりますので、ぜひいろいろと御相談させていただいて、できるところできないところはあるのですけれども、しっかりと対応させていただきたいし、一緒に盛り上げられるように努力してまいりたいと思います。

○小松委員 よろしくをお願いします。

○益分科会長 今オンラインで設楽さんですか、御発言を希望されているのですが、設楽さんどうぞ。

○設楽委員 設楽です。私は元裁判官であり弁護士で、今は特許法改正小委員会の方で委員として在籍しておりますので、コロナの話が今まで出ておりますけれども、コロナは専門外ですので、ちょっと別な話題に移って意見を述べさせていただきたいと思います。

私自身これから数年、大変いろいろな問題になるなと思っているのが、通信の標準必須特許とそれを活用したいろいろな製品がこれから世の中に出て行くであろう。そういう時代に向けてライセンス契約というのはどうなるのだろうかという点ですね、これが非常に気になっております。

特許庁の方でも、数年前に世界各国のいろいろな裁判例をコンパクトにまとめて、ライセンス契約の手引きのようなものを作ってもらったのですけれども、私のような専門家から見ても世界各国の裁判例を全部理解して、いろいろな国の特許権者とライセンス契約を交渉していくというのは、これはもう何か考えただけで非常に大変なことだろうなと思っています。それにもかかわらずこれからは、ある程度通信規格の通信の標準必須特許を使って、いろいろな製品を世の中に売り出していく時代だろうと思いますので、そのライセンス契約というのはどうしたらいいのだろうかというのが、正直ここ何年か頭を悩まして

いた問題であります。

それが今日のペーパーで言いますと、「標準必須特許等を巡る異業種間交渉」というタイトルになっていますけれども、これは特許法の改正で対応できる問題ではありませんので、まさにこういったもっと広い大きな視野で考えていかないといけない問題かと思えます。特にライセンサーから見ますと、通信の標準必須特許権者は、欧米の大きな企業と日本の企業といますけれども、そういうところで一々ライセンス交渉して、ロイヤリティを払う契約をするというのは非常に大変なことでありますし、逆に特許権者の方から見ても、今自動車業界と通信業界がライセンス契約を巡ってもめていますけれども、いろいろな商品を販売するさまざまな会社が出てきたときに、片っ端からライセンス契約をするというのは、これも非常に大変な状況だと思えます。

どうしたらいいかなと思っていたのですけれども、1つ今、標準必須特許権者のほとんどが加盟しているアバンシというところと、世界の有力な自動車メーカーとがライセンス契約を締結したというニュースが来ていまして、これは去年だったかもしれませんけれども。

こういった方向ですと、少なくとも小規模の会社、あるいは日本の企業がライセンスを受けるとことを考えますと、こういった1本のパテントプールと契約したら全てのライセンスが取れる。しかも合理的な実施料でモデル契約書みたいなものも準備されているというような状況ができれば、大変すばらしいことかなと思えますし、やはり今後の仕組みとして、そういったパテントプールを活用する仕組みを考えていかないといけないのかなという気がしています。

また、そういったパテントプールができると、一体どうやって実施料率を決めるのだろうかということで、多分通信業界と自動車業界のような大手同士は、それなりに激しい交渉をして合理的なロイヤリティを決めて見つけているのだと思えますけれども、合理的なロイヤリティを決めるための担保、手続的な担保あるいは合理的なロイヤリティが決まらないときにどうするかとか、そういったことをもうちょっとみんなで国際的な仕組みとして考えていくということが、もうすぐそこにIoTの時代が来ておりますので、必要なことのように思います。

今のままですと、ライセンスなしでどんどん通信規格を利用した製品を売り出したところが得をする。ライセンス契約をしていないから製品を売り出さないところは損をする。そういう状況になっても余りよくないかなと思えますので、この問題は早急に検討してい

かないといけないかなという気がしております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。5Gの次の6Gもすぐもう来そうな時代なので、すごく大事な観点だと思います。

山田さんが御発言を希望されておりますが、どうぞ。

○山田委員 山田でございます。仙台でモノづくりの中小企業の経営をしております。

先ほども、コロナはいつまでというお話がありましたけれども、モノづくりは、いわゆる観光業や宿泊業のように一気にボンと落ちたわけではなくて、受注残があったので、それをこのコロナの間も少しずつ作っていたような状況ですけれども、問題はここから先、この後じわじわといろいろな影響が来るのではないかとということで、地方の中小のモノづくり企業は皆さん、いろいろな対策を考えながらやっているのが現状です。ニュー・ノーマルと言われていますが、新しい事業の在り方や新しい分野にどう入って行くかをみんな考えているというのが、今の地方の中小の状況です。

一方で、ここ数か月でウェブ会議が一気に進みまして、いや応なくやらざるを得ないということで、私も東京の会議はウェブで何回も参加させていただいていて、東京へ出張しなくてもまあやれる、かなり参加できると感じております。地方でも十分仕事ができると皆さんおっしゃり始めているかと思えます。東京一極集中はもう長年言われておりますけれども、今後このコロナだけではなく、地震とか今回の大雨のような自然災害を考えても、やはり解消していくことが必要なのではないかと。ますます地域企業、地域の活性化というのがこれから必要になってくると考えています。

その中で、この各論2の地域知財活性化行動計画を拝見していて、全体的に地域の中小企業としては大変心強い内容になっていると思えました。特に、困り事を聞き取りに行くプッシュ型訪問等は大変重要だと思いますし、ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援するというかなり踏み込んだ内容になっていて、今後の成果というのを大変期待したいと思っています。

それから各論3についてですが、最近、弊社でも一番気をつけているのは契約でして、ここに記載されているような参考事例というのは、まさによくある事例だと思います。ただ、この下請法とか公正取引委員会とかいろいろありますが、大手から仕事をいただいている立場の中小企業としては、まず駆け込むことは難しいと。よっぽどもう取引しないという覚悟の上じゃないと、訴えるというのはまずないというのが現状でして、中小企業は

どうしてもそういう側面があることは認識していただきたいなと思います。

一方で、最近、コンプライアンス遵守が大変うるさくなっているのに、大手企業の担当者の方も、余り一方的な契約書を出すことはやはり問題であるというような雰囲気は以前より出てきたように思います。世の中全体がそのような雰囲気になっていて、こういう調査結果をオープンにするとか、ガイドラインを作成する等行っていただくと、それが非常に状況改善に有効に働くのではないかなと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。大学もスタートアップとかで、うちの学生もえらい契約で困ったという話を聞いていたので、これが大事だというのは私どもも感じているところです。どうもありがとうございました。

どうぞ田川さん。

○田川委員 田川です。僕の方から3点お話できればと思います。

まずデジタル化を推進ということで、これは大賛成なのでぜひやっていただけたらなと。今オンライン出願はかなりパーセンテージとしては増えていると思うのですが、実際のシステムを少し拝見すると、インストールが必要なタイプのアプリケーションとなっていて、利活用というところ言えば、そこが将来的に障害になってくるといえることが出てくると思っています。なので、これはテクノロジーのトレンドと合わせていくのであれば、早急にブラウザベースのサービスに移行して行って、ブラウザベースに移行することで逐次改善が入るような、そういうシステムにした方が、未来が開けているだろうと思いますので、次の仕様策定のときに、その観点も入れていただけるといいのかなと思っています。

次のシステムを考えるときに、特許庁だからこそというところではあるのですが、ぜひ取り組んでいただければと思うのが、ユーザーエクスペリエンスと、あとエンプロイヤーエクスペリエンスですね、これの圧倒的向上というところで。これはイーガバメントの視点からしてもカスタマーサクセス、いわゆる国民の皆さんがいかにかにその利便を得ることができるか。これはユーザビリティの話もありますけれども、使いやすいシステムをぜひデザイン経営のアプローチを用いて、ちゃんとユーザーの声を聞きながら仕様を作っていく。あと特許の審査官の皆さんもシステムに乗ってくるユーザーということでもありますので、これは職員の皆さんも巻き込んで仕組みを作っていただきたい。政府の中のシステムとしては、特許庁のシステムは圧倒的に使いやすい、と評価を受けるような、そのレベルを目指したDXを推進していただけるといいのかなと思っています。

2つ目がイノベーション観点で、先ほど AI の話もあったのですが、これは先ほどの DX ともちょっとつながってくるころなのですが、これは具体的な提案になるのですけれども、特許庁の中の審査の圧倒的迅速化を、AI を使ってオープンイノベーションとして、サンプルプロジェクトとして進められたらどうか。特許、意匠、商標の中で言えば、商標は比較的ディープラーニングとかを使った審査官の補助システムのようなものというのは作りやすいのではないかと思います。ここら辺を、例えば大学起点の AI 系のスタートアップとかを巻き込んで、商標審査はこれまで数日かかっているものを、もう 5 分で終わらせようといったことをやってみられたらどうか。

商標審査への AI 導入は、たしか以前に研究調査のような形でおやりになっているかと思うのですが、サービスとして実際に駆動するところまではまだ行ってないのかなと思いますので、技術的な難易度というのは、もうできるところまで来ているのではないかと思いますので、検討していただけるといいのかなと思っています。

最後がデザイン経営というところで、私と林さんは委員としてデザイン経営を推進する立場の民間委員としてこれまでも特許庁の皆さんと取組をしまいいりましたけれども、産業界、これは大手の企業にも徐々に浸透してきていることを体感しています。スタートアップの方は、チーフエクスペリエンスオフィサーというデザイン最高責任者をスタートアップが設置する流れが確実に定着したということで、やったかいがあったのではないかと思います。

これからデジタルガバメントというのが進んで行く中で、大量の行政サービスというのがこれからデジタル化されると思うのですが、ややもすると今までの書類ベースのものを、単純にオンライン化しただけの非常に使い勝手の悪いものを、税金を投入して大量に量産してしまう可能性があると思います。なので、これは特許庁・経産省起点で、政府の他の部門に対しても、ここで使い勝手の悪いものを作らないように、きちんとユーザー観点・UX の視点を専門家も使いながら入れていくべきだということを提案してください。ぜひ使いやすい行政サービスを作っていこうということをアジェンダセットして、広く布教していただきたい。多分ここから用意ドンで、各省庁で DX が進むのだと思うのです。なので、UX 観点つまり、国民の皆さんが使いやすいものを作るのだという意思を、デザイン経営の考え方も用いて示していただきたい。政府の中での旗振り役ということで、ぜひ強力に推進していただけたらなと思います。

私の方からは以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。

林さんどうぞ。

○林委員 田川委員の本当にすばらしいプレゼンがあったので、私のところは簡単に終わらせようかなと思うのですが、まず私はロフトワークというイノベーションを興す会社を経営しているのですが、コロナによってどういうふうに影響を受けたのかというのを簡単に紹介させていただきます。

やはり数字にも出ているのですが、4月、5月は正直受注が半分ぐらいまで減ってしまいました。ですが、6月以降は予定していた数字以上の復活をしていて、それは7月も変わらず動いているので、そういう意味では4月、5月にどうしよう、みんながいろいろな大企業も含めてどうやって動けばいいかということ、動いていた時期は発注がとまってしまったのですが、やはり改めて6月とか7月になってきて、新しい事業を作らなければいけない。その気持ち自体はすごく強くあって、それはロフトワークの受注を通じてもすごく感じるころではあるので、これは第2波が来ても変わらないと思うということで、むしろそのときに何をやらなければいけないのかということを考えていきたいなと思っているのが1つ。

それから、デジタル化で今特許庁の中でも、比較的デジタルに進んでいない、あるいは500種類書類もあって、それをつかさどるためにやはり会社に来なければいけないみたいなことがあったのですが、ロフトワークも同じで、多くの事業自体はデジタルに完全に移行したのですが、最初に問題になったのが経理、財務だったり、あるいは契約だったり。それはやはり事務所に来ないとできないというふうに言っていたのですが、今回コロナが起こったということで、これはいいきっかけだと。要は古いしきたりを刷新するための機会だというふうに考えて、契約書も、あと請求書とかそういう財務のことも100%デジタル化しました。

もうオンラインの契約書のサービスはあるのですよ。だから、少なくともロフトワークが発注するクリエイターとの契約は100%になっています。ただ、クライアント、つまり大きいところに関してはまだ半分ぐらいです。ですが、積極的にうちのクリエイターに、もう契約書はデジタルの時代ですよということで、今話をしてもらおうように言っている。つまり古いしきたりを新しくする機会だと考えてほしいなと思っているし、そういう機会だと思って利用しているというのが現状です。

特許庁の取組に関しては、実は今も田川さんから言われたように、デザイン経営という

のは2018年に出して、比較的特許庁とこの2年ぐらい近く見る機会がありました。まず意匠法とかに関しても、去年更新されて、建築の領域も意匠に加わりましたよね。そういうように特許庁自体が、知財が多様化するものに対してどんどん積極的に考えていく。つまりそれは何でもかんでも特許で守ればいいというのではなくて、これは特許にした方がいい、これはむしろ特許にしない方がいいということも含めて考えるという姿勢はすごくいいことだと思うし、これからもそうであってほしいなと思います。

あと地域知財のところに関しては、去年、巡回特許庁というので燕三条でやったのですよね。あと燕三条とどこだったかな。そのときに刃物を作っている藤次郎と、あとスノーピークにもたしか出てもらったと思うのですけれども、大人気だったのですよ。もう場所が埋まって追加の席を作ったぐらい大人気だった。これは私が思うにやはり特許というのが、特許庁とそれを申請している人ではなくて、かかわっている人たちを事例としてうまく使いながら知財、特許庁がそれをプロデュースするというような、まさにオープンイノベーションだと思うのですが、特許庁とその知財を求めるところだけだと小さいのですよ。

なので、本当に幅広く、あと日本全国で時と場所を選ばないというのはまさにそのとおりで、活動を広げていってほしいなというふうに思うし、私もそうだし、濱口さんもきっとそうですけど、ここにいる人たちは何らかの形で特許がうまく活用されればいいとみんな思っている。でも、じゃあ誰か1年間の間に特許庁の活動に参加しましたかというのと、実はこの会議だけとかそういうふうになるのですよ。でも、そんなことなくて幾らでも使えばいいと思うのです。だから、どんどん使って知財を広めていく。要は狭い領域ではない。デザイン経営でこれからまさにデザインが知財に行われるようになったら、ほとんどの企業がやっぱり知財なしには語れなくなるのですよ。なので、ぜひ活動を広げてほしいなと思いました。

そして最後にその中で、とはいえ剰余金というか、お金が減っていつているというのは課題だと思っていて。もちろんテレビで面接するとかいろいろな変化が出てきているので、そこに柔軟に。何か一律あげるということではなくて、電話会議とかオンラインだと安く、そして実際にリアルに会っていったら高くとか、そういうのも巻き込んで。やはりそれは剰余金をきちんと維持する、あるいはこれからも増やしていくという形でとらないと、特許庁の前もって先んじて手を打つというような姿勢が維持できないと思うので、そこは頑張してほしいなというふうに思いました。長くなりましたが、以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。いろいろな話題が入っていました。

それでは、どうぞ松山さん。

○松山委員 私も特許制度小委員会の方にも出させていただいていることもあり、特に特許制度の方に興味があるのですが、今コロナの話もありまして、より一層 AI・IoT 化していくのかなと思っているところ、現状の特許制度は、今までもプログラムの発明などを含めるような改正が行われてきたものの、何だかんだ言っていわゆる物を製造・販売することを基本に考えておりますので、実施という概念についてもメインが物の製造・販売だったり、方法の使用だったりしますが、例えば損害賠償なども、特許権侵害した物を売った場合に、その売って得た利益を損害とみなすという推定規定であったり、基本的には何か物を作って売ったときの特許権侵害が想定されていたりするので、より一層 IoT 化していったときに、そういった技術自体はまねてもそれ自体からはお金を得ずに広告料なんかでお金を得たりとか、特許権とちょっと違うところでお金を得るようなものに対して直接的に対応できる規定には必ずしもなっていないというので、今その辺も含めていろいろ改正の話をしているところではあるのですが、今日改めてこういった時代にふさわしい特許制度の議論を引き続きできるといいなと思いました。

また話が違うのですが、資料 4、各論 3 になりますでしょうか、独占禁止法違反についてですが、こういったモデル契約書を作成する作業が進んでいることを把握しておりませんが、私は弁護士という職業柄、いろいろな企業さんの契約書関係を見させて頂く機会も多く、共同開発契約であったり、何か取引に伴う技術供与の契約であったりという契約はよく見させていただいております。いろいろな立場の方の契約書を見させていただいており、大企業側から相談を受けることもあれば、下請企業側の相談を受けることもあります。

そういった相談は、大企業側が独禁法違反になっていないかという視点で見てほしいという依頼のときには、指摘すれば直してくれるということが多いのですが、逆に中小企業側からのレビューの依頼の場合で、たまに一方的な契約書というのがあったりするのですね。共同開発と書いてありますけれども、一方がお金を出すならともかく、何を出しているかわからないのに技術は全部共有になっていたりとか、単に吸い上げられているように見受けられるものもあったり。完全に自分たちのみで行った改良発明も報告義務があり、報告したら吸い上げられそうであったり。

そういう条項の指摘はするのですが、結局その中小企業がどうするかというと、

その問題を御理解はされていても、それを正面から取引先にぶつけたら、話が進まなくなってしまうということで、取引をやめる覚悟がないとそれを取引先には言えないとして契約を受け入れてしまうことがあります。この点、先ほど山田委員もおっしゃっていたとおりだなと思ったのですが、要は認識されてもそれは言えず、最低限のことを守るために御相談いただいているように感じます。すなわち、さすがに商品の肝となるレシピを開示せよみたいな要求だと、それはもう商売をやっていけなくなるので無理ですという話になるのですが、それ以外はもう仕方がないのでという形で、諦めているような企業の方もいらっしゃるように思います。独禁法違反だったりするのですが。この点、今回モデル契約書というものを作成しているというお話のようなので、そういうものがあると中小企業としても、モデル契約書を参考にしながら主張しやすくなったりする効果があるのではないかとともに思いました。

あと大企業も皆さんしっかりと意識を持って、優越的な地位の濫用等になるようなことはしない会社が多いと思うのですけれども、もしかしたらそういう意識が余りない会社に関しては、これは意識改革にもつながるのかなと思って、こういった取組は、どんどん皆さんにも知ってもらいたいなと思いました。

私の方からは以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

オンラインで参加されている方からも御発言の希望がございますので、最初は高橋さんですね。高橋さんどうぞ、お待たせしました。

○高橋委員 私は去年から委員にさせていただいて、今回ウェブということで出ることができまして、初めてなのでちょっと的外れな発言になるかもしれないのですが、2点、課題というか発言したいと思えます。

少し背景を言いますと、私自身は眼科医として15年ぐらい臨床をして、今も外来もやっておりますけれども、特許でできた製品や治療を使う側をしっかりと見て、それから理研に行って基礎研究の現場を見て、特許を作る側も15年ぐらいやりまして、去年から会社の方に軸足を移して、今度は特許も作りますけれども、ライセンスを受けて開発する側に。その3方向から全部見ているというのは、そんなに多いことではないかなと思っています。

その中で感じたことですが、まずスタートアップの社長としましては、地域のこういう応援があるというのは周知の問題に言及されていましたが、実はあまり知らなかったもので、とても有り難いなど。どんどん活用したい。神戸は特に医療産業都市で非

常に応援していただきますので、使っていきたいなと思っているところです。

1点目ですが、アカデミア、理研とか基礎研究の現場から見たことですが、先ほどの中小企業と大企業との格差といいますか、そういうところの事例などの報告を見せていただいて、事例報告、具体例も公表されているということを知りましてアカデミアと産業界の間の問題事例報告などもあっても良いのではないかと思いました。実はこれアカデミアのことが全然ここに出てこないのですけれども、アカデミアと産業界の間でも、形は違いますが中小企業と大企業との間のような、いろいろな産学連携の問題というのが起こっています。それは格差というよりも、アカデミア側の無知からくることも多いのですけれども、せっかくいいシーズがあるのにもかかわらず、なかなかそれをうまく知財に結びつけること、そしてそれを研究費などの原資とすることがアカデミアではできていないという問題が大きいと思っています。アカデミア発スタートアップの前の部分ですね。

日本で基礎研究、アカデミアあるいは大学の凋落というのが問題になっておりますが、それは1つここにあるのかなと今回この会に出していただいて感じたところです。もちろん特許で開発していくという企業が中心であることは確かですけれども、理研など本当にすごいシーズがいっぱいあって、むしろ根本的なイノベーションとかそういうことが起こる技術というのは基礎研究から出てくることも多いと思います。本当に根底変えるようなことですね。ところが、それがそういう原資として使われていないので実用化につながらないことと、大学は特にですがいい循環ですね、研究費への循環ということがまだ大きくできていないのではないかと思います。今海外のアカデミアとライセンス交渉をしていて、日本の契約の問題など感じているところです。

むしろ研究者たちは、今リテラシーは随分上がっていて特許の意識もありますし、会社を作ったりというのを盛んに行われていますが、その産学連携のつなぎ目のところが弱いというふうに感じますので、その地域のサポートのときにアカデミアも対象に入れていくというような、的外れかもしれませんが、そういうこともちょっと考えていただくと大学の凋落、それによる基礎研究の後退、そしてそれがひいては企業とか実事業、実用化のところも弱くなっていくということではないかなと思っていますので、ちょっとアカデミアのところの特許の指導なども考えていただけたらなというふうに思いました。それが1点です。

2点目は医療という分野についてです。病院で治療をずっとしてしまっていて、そのときに感じたのは、医療費高騰が問題とずっと言われて医療の場はたたかれるわけですが、

気がつく手術場の回りは全部海外の手術器具であるとか、薬も。ですから、自分たちが働いている費用が全部海外に流れているなどというのを実感したわけです。再生医療学会はPMDAとも審査制度の問題点などもよく話し合ったりしますが、日本は欧米と違う独自の法律まで作って、新しい分野として、いかに早く日本から発信できるかというのをかなりやっております。全く欧米とは違う効率の良い規制を作ったので、むしろアメリカがうらやんで、バッシングしているような状況でもあるのですけれども。

特許に目を移しますと、特許の実は医療というのはコロナでわかりますように、治療開発というのはもう人類のためであり、公共事業でもある。あるいは医療のスタートアップというのは、公共事業をやる公的なものであるという意識がないといけないと医療出身者としては感じるわけです。が、ともすると最近の医療系のバイオベンチャーの過熱やマネーゲームになっているところもありまして、そこには特許というのが原因となっているところがあります。

医療における独占ライセンスの弊害というのが大きく出てきていて、例えば遺伝子治療、目の遺伝子治療が1億円近くになったり、あるいはクリスパー・キャスという科学的には簡単な方法で、素晴らしい治療法が開発できる技術が、特許ライセンスが高くて開発できずに患者さんが恩恵を受けられないという問題も出てきているように思います。企業側に移ったのも、そういう思いもあってということですよ。

ですので先ほど発言にもありました、パテントプールはぜひ。再生医療は特に今までの低分子医療のリード化合物のパテントもらえば、何百億という市場とは違って非常に複雑なパテントで 아이폰と同じようにたくさんの特許を組み合わせないとできない治療になっていますので、パテントプール、そういう費用を抑える動きを考え出す、あるいは日本から発信できないかなというふうに思いました。

全く的外れかもしれませんが、以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

オンラインで、蘆立さんいらっしゃいますよね。お願いします。

○蘆立委員 ありがとうございます。印象めいたものになってしまいますけれども、各論の1に関してですが、先ほど詳細な御説明のところでも言及があったのですけれども、今回、各論1に関しては、「Post/With コロナ時代」というタイトルがついていますけれども、ここでの問題は、AIとかIoT技術に関して特許制度が適切な保護の枠組みを提供できているかどうかというお話だと思っておりますので、恐らくコロナ前から指摘されていた問題か

と思います。

コロナによってこの重要性は非常に高まっているというふうに認識していますけれども、個人的には、広く保護範囲を、データを含めた形で捉え直すということになってきますと、恐らく特許制度の基礎的な部分というか、枠組みにもかかわってくる問題なのかなと思っています。具体的には、物の発明と方法の発明という基本的な枠組みで権利範囲等を設定している特許法自体を、どのように評価するかというところにかかわってくる論点も出てくるのではないかと思います。

そうなりますと、迅速に議論を進めていく必要性はもちろんありますけれども、当然 AI 以外の技術についても大きく影響し得るという論点も恐らく含まれているのかなと思いますので、その点についてはさまざまな広い観点からの議論を進めていく必要があるだろうという印象を受けています。

それから各論 2 に関して、私は仙台におりますので、仙台の弁護士の先生とお話することもありますが、地方によって知財に関しての意識やニーズというのはかなり違うところもあるというお話はよく伺いますので、今回、第 2 次の施策として、地域の特性に応じた形の支援をしていただくという視点を含めていただいたのは非常にいい点かなと感じました。

私からは以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

あとオンラインで 3 人いらっしゃいます。御供さんお願いできますでしょうか。

○御供委員 時間もあれですので、簡単に要点だけ 2 つ、民間の立場からシェアさせていただきます。

1 点目はコロナ問題以降のリモート環境の件ですが、これはもう加速はしても戻ることはないというふうに思っているのですが、ストリーミングが普及することによって電力を非常に食うと。AI も IoT も電力を食いますので、AI 系の権利保護について国の立場から考えるというのは極めて重要だと思いますが、もう少し先を見ると、この先必ず AI をより促進させることによって電力問題、あるいは環境問題をどう考えるか。そこを低消費電力化にするためには、マテリアルとか割と日本が得意なところの分野もあると思いますので。どちらかという環境に関する特許は社会貢献的なイメージが強いのですが、やはりビジネスの道具として準備ができるような環境とか議論の場というのをいただければ有り難い。それが 1 点目です。

2点目は、これもリモート絡みですけれども、今日もそうですが、やはりオンライン会議というのは非常に使いづらいですよ。大事なのは圧縮技術とか伝送等もありますけれども、それに加えて、そこにいるような感じ、テレプレゼンスと言いますが、UXも含めた全体としての環境をどう整えるかというのが大事だと思うのですけれども、そこもたくさん日本のスタートアップの方々を初めいろいろチャレンジされていますので、法的な整備も含めて権利化が考えられるようになればいいなと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

あとオンラインではお二人で、会場がお二人いらっしゃるの、まずオンラインで飯田さんお願いします。

○寺師委員（代理出席：飯田） トヨタの飯田でございます。寺師のかわりに発言させていただきます。

我々自動車業界、御承知のとおり IT と車の協調を進めておりまして、デジタル化というところが自動車業界においても加速することは間違いないなというふうに思っています。このデジタル化の加速で異業種連携が加速されて、イノベーションが促進されていくということも間違いないのではないかと考えています。それに関して知的財産制度やこの知財の取組が、日本の成長産業の国際競争力の後押しをしていくことはもちろんだと思っておりますが、間違っても知財制度がイノベーションの妨げになってはいけないなと思っております。特に通信分野、ここにおける特許の取り扱いに関しては社会インフラの側面がありますので、それを考慮した検討が必要というふうに考えておりますし、なかなか民間だけでは限界がございますので、引き続き行政の支援というところを期待しております。

次に IT、デジタル化の促進については、御指摘のとおり、スタートアップ企業を含めさまざまな業界のイノベーションには欠かせないものと思っております。そのためにはスタートアップ企業と大企業もそうですけれども、そこだけではなくて、やはり一緒にビジネスをしていく上で、互いの企業がやはり対等、信頼し合える関係であるべきというふうに思っております。実際に弊社トヨタも AI やビッグデータ領域では、スタートアップ企業様とのおつき合いをさせていただいております。また、契約行為を通じていろいろ学ばせていただいている状況でございます。

その中で弊社の実情としましては、資料に記載されているような大企業の一方的な契約というのとは、状況としてはかけ離れているのかなと思っております。この分野の契約

交渉はもう本当にトヨタとおつき合いいただくことのメリットを感じていただかないとスタートアップの皆さんには相手にもしてもらえず、どちらかという通常契約よりも我々は譲歩して進めることが多いように感じております。

こういう契約の内容ですけれども、当事者の小口需要や、そこに投入するリソースとか、お金とか、その成果配分など個々の貢献のバランスを反映していかなければいけないものであって、何か案件が10あれば契約内容も10通りになります。よって、そのガイドライン作成に当たっては、個々のケースの前提や個別要素というのを丁寧にわかりやすく明示していただいて、何か間違ってもガイドラインに記載されたモデル契約条文だけが悪い方向にひとり歩きすることがないように御留意いただければ幸いです。

最後に、コロナ禍、With コロナを意識した特許庁さんの、迅速かつ意欲的な取組には本当に感謝申し上げます。その推進にはぜひともユーザーのニーズを聞いていただいて、イノベーション活性化につながる制度や審査体制と一緒に協力をさせていただければ幸いです。資料5に記載の特許特会の収支改善という課題も十分理解いたします。ただ、このコロナの影響で少しシュリンクした我が国の特許活動を今後活性化させていくということを踏まえると、その収支改善の手段については慎重に御検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。

それではオンラインの最後になります。中島さんお願いできますでしょうか。

○門田委員（代理出席：中島） 最高裁行政局の中島と申します。よろしく願いいたします。

今回、特許制度小委員会で、現行の特許制度がAI・IoT技術の時代に対応できているかどうかという観点から幅広く審議を行ったということで、中間とりまとめを提出していただいておりますが、裁判所としても、技術の発展に伴って知的財産の保護はますます重要になっているというふうに認識しておりますので、迅速かつ実効的な権利保護に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところです。

そして中間とりまとめ案では、紛争解決制度に関して複数の制度を取り上げた上で、各制度を立法化することの是非について検討されておまして、各委員の意見や課題などが整理されておりますけれども、新たな制度の必要性に疑問が呈されたものや、理論的な問題点が指摘されたものなどもありますので、今後は比較的賛同の得られたものに絞って、

さらに議論が進められていくものというふうに理解しているところです。

紛争解決制度につきましては、これを利用するもののニーズに合ったものであることが重要ですし、また導入したときに実務が混乱することのないよう、理論的な問題点についてもきちんと整理した上で、法的な手当てをするなどしておくことが重要かと思っておりますので、今後、導入の是非や制度設計を議論していただくに当たっては、利用者や関係省庁などを含めた関係者の意見をよく聞いていただくとともに、ほかの制度との整合性など理論的な問題点についても、議論を詰めていただければと思います。

私の方からは以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

会場でまだ御発言されていない方が2人、どうぞ柳川先生。

○柳川委員 今日初めて参加でございます柳川でございます。大変有意義なお話をいっぱい聞かせていただいて、もう皆さんから出ているポイントも重なる部分があるのですが、簡単にせつかくですので、4点ほどコメントさせていただきます。

1つ目はデジタル化のお話で、田川委員、林委員からお話があったそのとおりなので、この行政、政府のデジタル化に関しては、もう今必死でこう促進してくれと言っている側なので、これ話し出すといっぱい言いたいことがあるのですけれども、2点だけ。

1つは、お話があったユーザーエクスペリエンスですね。どうしてもデジタル化すればいいだろうという話になりますが、利用者からすると、本当に使い勝手が悪いと何のためのシステムかという感じになるので、ここがどうしても欠けるので、ぜひユーザーエクスペリエンスのところは重要視していただきたい。

2番目はスピード感です。どれだけいいものを作っても、これが2年後、3年後では全く意味がないので、とにかく早くやってくださいと。早くやるのが大変なことはよくわかっているのですが、まさに特許庁さん、そういう意味では先ほどお話があったように先端を走ってリードしていただけるポジションだと思うので、ぜひスピード感を持ってやっていただきたい。以上が1点目です。

それから2点目は、今日お話を伺っていて、スタートアップとか、中小企業とか、こういうところの支援をしていかれるというこの姿勢はとても重要だと思うのです。これからのイノベーションはここから生まれてくるので、そこがきちっと特許をうまく活用できないと、結局全体としてもったいないことになってしまう中で、そういうところの伴走型としていろいろなことをやっていかれるというのは非常に重要な取組なのではないかなと思

います。

その1つというか関連する分野としては、3点目ですけど、さっきのひな形の話ですよ。モデル契約の話というのもとても大事なことだと思っていまして、いろいろな今大企業とスタートアップのところのトラブルなんかの話を聞いていると、本当に相手を搾取しようみたいな話であれば、それもちょっと独禁法マターなのですけども、そうではなくてお互い疑心暗鬼になっていて、何か複雑なことを書いてあるのは、何か自分のことを悪くしようと思っているのではないかと、双方に思っているようなところがあって時間がかかったりすることはいっぱいあるので、そういう意味ではひな形を見せていただいて、ある種納得ができる、早く納得できるようにすることがとても重要なことだと思うので、ここはぜひいろいろな課題があるのだと思いますけれども、作り込んでいっていいものを作っていただきたい。

それから4点目は、資料2-1にある中間とりまとめのお話です。これはとても重要なことが書かれていると思うので、ぜひこの方向で議論を進めていただければなというふうに思います。ただ、これから検討が必要なことは多分いっぱいあって、そもそもこの知的財産をどう考えるのかということをも根本から考え直さなければいけないポイントもいっぱいあると思うのです。モノからコトへというお話が出てきますけれど、ある意味でコトの中でも、デジタル上のコトみたいなところが、今回のコロナの中で非常にいろいろ浮かび上がってきていて、こういうものをどういうふうに考えるのかというのは、かなりいろいろなポイントがあると思うのです。それは話し出すと長くなるのですけれど、ぜひこのあたりのところはしっかり今後も検討していただきたいなというところでございます。

以上でございます。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

どうぞ出雲さん。

○出雲委員 コロナ後のスタートアップ支援の文脈の中で、知財の果たすべき役割について私見を2点申し述べさせていただきます。

まずコロナ後のスタートアップ支援についてですけども、これはもう全世界やっていることは同じで、銀行融資の政府保証です。ヨーロッパにおいては、これはフランスが一番進んでいるのですけれども、ベンチャー企業、スタートアップのために40億ユーロ。ドイツの政府保証が20億ユーロで、ドイツは1つ特徴的なのはメガベンチャー企業用に外数、別枠として10億ユーロ、そのベンチャー企業、スタートアップ振興のために政府保証

の銀行融資を実行しております。お隣の台湾については、金額は無制限で政府がベンチャー企業の優先株を取得することによって、そのスタートアップを支えていくのだと。

世界中、コロナ後のスタートアップ支援というと銀行融資の公的保証しかないのですが、これも逆にチャンスなんじゃないかなと。我が国においては、コロナ後のスタートアップ支援に特許庁が関与することによって、全く違うスタートアップ支援ということを実行する逆にその余地があるのではないかなと思っております。

それとリーマン後に特許の申請件数については、中小企業がガクンと落ちて回復するのにかなり長い時間がかかったということですので、ここを下支えするとどれだけいいことがあるのか。それを主張するためには根拠が必要だと思うのですが、私がこれはスイスから来ているので一番受け入れやすいのではないかなと思うのですが、IMDの世界競争力ランキングは、我が国日本は平成元年、1989年は1位だったのですよ。平成の30年間でどんどん順位が落ちて今は30位、一番新しいランキングでは34位なのですけれども。

実はこの原因は明らかでありまして、我が国はデジタルトランスフォーメーションとスタートアップ振興が63位です。63位というのはどういうことかということ、IMDの世界競争力ランキングというのは対象国が63か国なので、63位ということは、我が国が、これは名前には特に意味はないのですけれども、韓国よりも、ギリシャよりも、ブラジルよりも、コロンビアよりも、あらゆる全ての62か国に比べて遅れているのが、デジタルとスタートアップの2点であるということがさんざん学術的には明らかになっております。

生産性向上とスタートアップ振興については、イギリス政府の有名な研究で相関が0.9、正確には0.91あるということがわかっておりますので、そのスタートアップが増えれば増えるほど、その生産性向上に寄与するという事は間違いのない事実なのです。ですけれども、一方で我が国においては、ユニコーンや大学発ベンチャーをどんどん作っていかねばいけません。2018年に閣議決定された成長戦略において、当時5年後ですけれども、2023年までにユニコーン、スタートアップを20匹、20社創出するという目標が掲げられていますけれども、その根拠も、本当に20匹生み出すことができるのかどうかといったところも余り検証なく、とりあえず言ってみたということが大きいと思うのです。

ですので、何を申し上げたいかということ、エビデンスに基づいて特許庁がオープンイノベーションを強力に推進していく、知財戦略をちゃんと予算をしっかりと取って推進していくには、特許の件数や活用が生産性の向上に寄与するのだということを実証する、立証す

のような実証研究を行うということが、急がば回れで結局インパクトするような形で、ほかの方に伝わるのではないかなと思っております。デジタルは致命的にその需要、63位、ビリですので、VPNを活用した庁社外アクセス等については、迅速に対応されるのがよろしいのではないかなと思っております。

それと最後に、審査請求費用のめり張りも大変重要でありまして、福島復興再生特措法の認定企業に対しては、4分の3補助という最大限の補助が2019年から実施されているわけですが、これをぜひ大学発ベンチャーとかMITIのJ-Startup認定企業については、福島復興再生特措法の認定企業と同じぐらい活躍してほしい、頑張ってもらいたい、応援しているのだというメッセージを、政府からベンチャー企業、スタートアップに発信する意味合いも含めて、2分の1ないし3分の2補助から特措法の認定企業と同等の4分の3補助のメッセージを出していただいて、生産性向上と知財の有効活用というものが密接に絡んでいるということを、特許庁として発信されてはいいかなと思っております。

と言いますのも、これが最後ですが、大学発ベンチャーは今2566社ございまして、そのうち200社を超えるベンチャーを創出しているのが東京大学であります。大学発ベンチャーで上場しているのは64社なのですが、そのほとんどが東大発のスタートアップでありまして、東大が創出したベンチャー企業のマーケットキャップは優に1兆円を超えております。2023年にユニコーンが20社、20匹達成できるかどうかは別として、審査請求費用のめり張りや減免措置だけ打ってしまうと、特許庁が頑張っておオープンイノベーションを促進したのだ、応援したのだということをちゃんと根拠を持って言えるような仕組みがないと、ただ値引きしただけで終わってしまうわけです。

今産業競争力強化法の改正に伴って、国立大学法人が大学発ベンチャーの株式ないし新株予約券を取得できるようになりましたので、大学が応援しているスタートアップが大成すると、大学は大もうけできるわけですよ。もう必死になって大学は今スタートアップを応援して、TLOも産学連携本部も頑張っています。

そういう動きを国として、パテントエージェンシーとして下支えするために、大学発ベンチャーのまずその1件は特許を取得するということが大事なのだと。この活動を通じて生産性向上に非常に高い相関があるのだということも、その経営者に、そして大学に発信して、それを促す減免措置を打った特許庁がいたからこそ成長ベンチャーがたくさん創出されたのだということを言えるようにしないと、うまくいったときに余りもうからないというのはちょっと寂しい話ですので、そこについて根拠を持って発信できるようにすると

いう実証研究と、その減免措置を今後めり張りをつけて、大学発スタートアップ、ユニコーン企業創出を大企業との連携を通じて特許庁が推進していくことを、ぜひ。全世界でそんなこと言っているパテントエージェンシーはありませんので、日本の特許庁がそれを率先されたらよろしいのではないかと思って、私見を述べさせていただきました。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

もう一方、オンラインで接続している清水さん、いらっしゃいますでしょうか。

○清水委員 ありがとうございます。弁護士の清水善廣です。日本弁理士会の会長の方も務めさせていただいております。3点、簡単に発言させていただきます。

まず各論2ですが、産業力強化、知財立国の実現のために、地域知財の活性化というのは非常に重要なことであると思っております。そういう意味で第1次地域知財活性化行動計画におきまして、6つのKPIのうち5項目を達成したとのことで、非常によくやっていただいた、とてもよい成果を残していただいたというふうに思っています。

唯一達成できなかったKPIであります、新たに特許等の出願を行う中小企業数を増やすこと、こちらについては日本弁理士会とも必要性を感じておりまして、前会長の時代である平成29年から30年度に、出願未経験企業の発掘を目的にしまして、全都道府県を対象に108回の知財セミナーを行う、「知財広め隊」事業を実施しております。しかしながら、知財に無関心の層の方々は、そもそも知財セミナーに来ていただけないという構図がありまして、知財セミナーを開催するだけでは、出願未経験企業の発掘には限界があるというふうな考えに至っております。

そこで昨年度、外部のお力をおかりして、出願未経験企業の発掘を行う「弁理士絆プロジェクト」というのを立ち上げております。出願未経験企業であっても、金融機関、他士業、商工会議所、アカデミア、そういうところとはおつき合いをされているのではないかと思います。弁理士絆プロジェクトでは、金融機関、他士業、商工会議所、アカデミア等と連携することで、出願未経験企業に知財の重要性についての「気づき」を与えるための活動を進めています。

中小企業におきましては、よい発明を生み出しながら、発明があることに気づいていない場合も少なくありません。ヒット商品を持っていながら、意匠登録も商標登録もしていない。模倣品が出てきてから、あわてて我々弁理士に御相談される方々も結構いらっしゃいます。こういう方々にアプローチするために、知的財産関係の機関や団体のみではなくて、他の機関や団体、例えば企業支援事業や助成金事業等の担当者にも、我々弁理士を活

用いただくのが有効ではないかというふうに考えています。出願未経験企業に派遣する弁理士を増やし、発掘する発明等の件数を増やすこと、新たに特許等の出願を行う中小企業数を増やすこと、こちらの方も御検討いただきたいと思いますと考えております。

第2次地域知財活性化行動計画におきまして、ターゲットを意識した支援メニューを用意されていることや、成長志向の中小企業等に対するハンズオン支援を行うことに非常に賛同いたします。特に後者については、事業成長及び特許等の取得や活用の促進が認められた企業数のKPIの達成に期待しております。地域知財活性化のためには、農林水産物、食品の輸出を後押しすることが重要であるとの考えにも賛同いたしております。これらの分野ではバイオテクノロジーやICT・AI等の最先端技術を駆使したビジネスモデルと、それを支える知的財産マネジメントがますます重要になると思っております。

次に各論3に関して、今回、策定いただきましたオープンイノベーション促進のためのモデル契約書が非常に有意義なものであると思っております。また、中小・ベンチャー企業を対象とした中で、このモデル契約書をぜひ周知いただければと思います。知財の活用にあたりましては、基本的な事項だけでも考えるべきことがあって、注意をおろそかにすると非常に不利益を被ることがあるということがわかるだけでも、知財について深く考えるきっかけになるかと思っております。今回は新素材メーカーを例として作成いただいているようですけれども、今後、必要に応じて、AI・IoT分野など他分野を対象としたものを策定することも御検討いただければと思います。

3点目は各論4でございます。まずFA機械、TP期間等につきまして、世界最高水準を維持されていること、こちらの方は非常に素晴らしいことと思っております。早期審査の制度もあることを考えれば、スピードは十分と考えますので、引き続き審査の質の維持向上に努めていただければと思います。

また、テレワーク環境の整備とともに、出願人や代理人等とのコミュニケーションもオンラインで行える部分を増やしていただければと思います。オンライン対応可能な範囲が増えれば、地方に弁理士が増え、地域における知財活動の支援体制に好ましい影響を与えることも期待できるのではないかと思います。

一方で、特許特別会計の余剰金が減少しているということで、ポスト、あるいはWithコロナ時代におきまして、ニュー・ノーマルにあわせて知的財産制度を構築していくという観点からすると、非常に憂慮すべき事態であるかなと思っております。オンライン対応の推進のためには多額のシステム開発投資が必要ですので、収入増も考える必要があるかと思

います。この点につきまして、資料では料金体系の見直しを挙げていらっしゃいますが、その一案として、例えば特許庁は出願の取り扱いに関して提供する有償のサービスを新設して、付加的なサービスに当たる部分の収入を増やすということも考えていただければ有り難いと思います。例えば米国のように複数回の期間延長を可能としたり、加算費用の支払いによって期限とかの救済を受けられるようにしたりすることも考えられるのではないかと思います。

最後に、現在、新型コロナウイルスの蔓延状況は予断を許さず先が見えにくい状況にあります。広い視野での施策を検討いただければと思います。本当に発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

時間もかなり超過して大変申しわけございません。どうしても、一言というのはあります。よろしいですか。

With コロナ、Post コロナ、特許庁への期待が、ずっと聞いていてメモをとったのですが、要は全て特許庁への期待ということだったと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、本日予定されておりました議事は以上でございます。

最後に、事務局の小松課長の方から。

○小松企画調査課長 本日の議事録に関してですけれども、委員の皆様にご確認をいただくために、後日事務局からお送りさせていただきたいと考えております。

○益分科会長 事務局には、本日出ました意見を踏まえて、特許行政の新たな施策の検討や見直し、今日も何度も出ましたが、スピード感を持って進めていただくということに尽きるかと思います。また、必要に応じて、小委員会での検討をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

次回の分科会の日程等については、改めて事務局から御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会第 13 回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は、時間も超過してしまいましたが、長時間の御議論大変ありがとうございました。これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

オンラインで参加された方も、大変ありがとうございました。

閉 会